

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和7年6月23日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他17名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和7年5月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（政務活動費） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年9月10日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

北名古屋市議会議員に対する令和6年度政務活動費の交付に係る事務

実施期間 令和7年5月29日から令和7年6月23日まで

2 監査の概要

政務活動費については、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）が制定され、これにより議員の調査研究やその他活動に対する経費の一部が交付されている。また、北名古屋市議会基本条例において、政務活動費の適正な執行を義務付けているが、その使途について、より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められていることから、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、政務活動費の交付手続が、条例、規則に基づいて適正に行われているか、また、条例、運用指針に定める使途基準に沿って公正かつ適正に支出されているかどうかを主眼として、監査を実施した。

なお、桂川監査委員は、議会選任による委員であることから、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

3 政務活動費

政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

使途は、明確に判断できるよう運用指針が定められている。また、条例において

収支報告書に領収書等証拠書類の添付を義務付けている。

4 監査の結果

監査を実施した結果、政務活動費の交付手続及び支出については、概ね適正に執行されていると認められた。